

# 記入例（解除条件付用）

## 農用地利用集積計画利用権設定（解除条件付）

豊田市

整理番号

電話番号を記入してください。

※ 農業経営基盤強化促進法第1回、豊田市長

※ 裏面2共通事項の（ ）住民票の住所をご記入ください。

印鑑を押してください。

### 1 各筆明細

利用権の設定を受ける者（借り手）氏名 又は名称及び住所	(住所) 西町3丁目60番地	(氏名) 豊田 一郎	同意印 印	TEL 31-1212
【法人の場合】法人の業務執行役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況	(氏名)	(役職名)	(耕作又は養畜の事業を行う期間) 年 月 日	
利用権を設定する者（貸し手）の氏名又は名称	(住所) 南町1丁目1番地	(氏名) 高岡 二郎	同意印 印	TEL 12-3456

利用権を設定する農用地			設定する利用権					法律関係		
所在地番	現況地目	地積 (m <sup>2</sup> )	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃 (10a 当り)		借賃の支払方法等	
1	南町1丁目30番地	田	900.00	貸貸借 使用貸借権	田	31.1.1	.12.31	米 60 kg 相当額	・ 毎年現金にて本人に支払 (口座振替) ・ 毎年現物にて本人に支払	貸貸借 使用貸借権

**【設定条件】**  
所在地番、地目、地積は名寄帳等を確認のうえ、正確に記入してください。  
土地改良中の土地は、従前の地番を記入してください。  
★注意★  
相続税等の納税猶予を受けている農地で利用権設定する場合は、農政課にご相談ください。

**【利用権の種類】**  
該当する方を○で囲んでください。  
・「貸借権」  
賃料がある貸借  
・「使用貸借権」  
賃料のない貸借

**【利用権の内容】**  
農地の利用方法について「田・畑」どちらをご記入ください。

**【始期】**  
設定開始期間は年4回です。  
( )内は提出期限  
1月1日 (10月末)  
4月1日 (1月末)  
7月1日 (4月末)  
10月1日 (7月末)  
**【終期】**  
終了する年を記入してください。期間は1年～10年までの1年単位。期間満了日は常に12月31日です。

**【借賃・借賃の支払方法】**  
1筆毎に借賃(10a当り)を記載してください。  
・ 該当の単位を○で囲んでください。  
・ 現金の場合は、金額を記入してください。  
・ 米の現物支払の場合は、「米〇〇kg」と記入してください。  
・ 借賃の支払方法を選んで○を付けてください。

**【法律関係】**  
利用権の種類と同様に該当する方を○で囲んでください。

共有名義（相続登記未了の場合を含む）の場合は、共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

**【共有名義の場合】**  
・ 持分割合を合計して 1/2 を超える名義人の同意が必要です。  
**【相続登記未了の場合】**  
・ 法定相続分で持分割合を判断し、持分割合を合計して 1/2 を超える相続人の同意が必要です。

各明細に定めるもののほか、裏面に定めるところによる。

**【相続登記未了の場合の添付書類】 ※原本還付可能**  
①、②の両方が必要です。  
① 土地所有者が死亡していることが分かる除籍謄本の原本  
② 以下のいずれかを添付  
・ 土地所有者の相続人全員が分かる戸籍謄本（原戸籍）の原本  
・ 遺産分割協議書の写し  
・ 法定相続情報証明の原本（法務局発行）

住所	氏名
豊田市南町1丁目1番地	高岡 花子
安城市東町1丁目1番地	上郷 三郎

貸し手（共有者を含む）もしくは借り手が市外在住の場合は、**住民票の写し（コピー不可）1通**を添付してください。

5 利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき使用収益権（所有権以外）

住所	氏名 または

利用権を設定する土地に所有権以外（地上権など）が設定されている場合に、権利者が住所、氏名、権利の種類を記入し押印してください。

◆重要◆  
次のことを確認のうえ、豊田市農政課までご提出をお願いします。

- 貸し手は登記上の所有者ですか？
- 印鑑の押し忘れはありませんか？（特に共有者、相続人）
- 貸し手及び借り手の住所は現住所（住民票に登録している住所）ですか？
- 貸し手（共有者を含む）もしくは借り手が市外在住の場合は、住民票の写し（コピー不可）が添付されていますか？
- 別紙「提出要領」と内容が合致していますか？

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予  
利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (2) 解約に当たっての相手方の同意  
甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (3) 転貸又は譲渡  
乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (4) 修繕及び改良  
ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。  
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (5) 租税公課の負担  
ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は、農地所有者が負担する。  
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。  
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (6) 目的物の返還  
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。  
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195条）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。  
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。  
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (7) 利用権に関する事項の変更の禁止  
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (8) 利用権取得者の責務  
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (9) 契約の解除  
甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸契約を解除する。
- (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復  
貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して当該土地を復旧し返還する。乙が原状復旧することができないときは、甲が原状復旧するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。
- (11) 違約金の支払い  
甲の責に帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し 分に相当する金額を違約金として支払う。
- (12) 地域との役割分担  
乙は以下の事項について、遵守することとする。
  - 1 下記土地で耕作等を行うに際し、日常的な農地の維持管理等において周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域の農業生産環境の保全に対し十分配慮すること
  - 2 下記土地が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用に関する取り決めに遵守すること
  - 3 関係地域の住民や農家から農業の維持発展に関する話し合い活動等への参加を求められた場合は、特段の事情がない限りその活動に参加すること
- (13) その他この書面に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

必ず記入してください。  
※一般的には「30日」

賃借権の場合は必ず記入してください。  
※一般的には「一年間」

日以内

分に相当する金額